

平成25年第 3 回定例会

(初 日)

平成25年 9 月 6 日

平成25年第3回平川市議会定例会議事日程（第1号）

平成25年9月6日（金）

午前10時02分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 提出議案の総括説明
- 第5 決算特別委員会の設置及び委員長・副委員長の選任
- 第6 議案第96号 平川市税条例の一部を改正する条例案
議案第97号 平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
議案第98号 平川市生きがい活動拠点施設条例の一部を改正する条例案
議案第99号 旧慣による市有財産の使用許可の延長について
議案第100号 市道路線の廃止について
議案第101号 市道路線の認定について
議案第102号 平成25年度平川市一般会計補正予算案（第3号）
議案第103号 平成25年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）
議案第104号 平成25年度平川市介護保険特別会計補正予算案（第1号）
議案第105号 平成25年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案（第1号）
議案第106号 平成25年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案（第1号）
議案第107号 平成25年度平川市水道事業会計補正予算案（第1号）
議案第108号 平成25年度平川市下水道事業会計補正予算案（第1号）
議案第109号 平成25年度平川市小和森財産区一般会計補正予算案（第1号）
議案第110号 平成25年度平川市平田森財産区一般会計補正予算案（第1号）
議案第111号 平成24年度平川市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第112号 平成24年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第113号 平成24年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第114号 平成24年度平川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第115号 平成24年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計歳入歳出決算認定について
議案第116号 平成24年度平川市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第117号 平成24年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第118号 平成24年度平川市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第119号 平成24年度平川市水道事業会計決算認定について
- 議案第120号 平成24年度平川市下水道事業会計決算認定について
- 議案第121号 平成24年度平川市広船財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第122号 平成24年度平川市小和森財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第123号 平成24年度平川市荒田財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第124号 平成24年度平川市大坊財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第125号 平成24年度平川市柏木町財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第126号 平成24年度平川市大字大光寺財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第127号 平成24年度平川市平田森財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第128号 平成24年度平川市新尾崎財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第129号 平成24年度平川市新館財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第130号 平成24年度平川市沖館財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第131号 平成24年度平川市葛川財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第132号 平成24年度平川市吹上・高畑財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第133号 平成24年度平川市原田財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第134号 平成24年度平川市碓ヶ関財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第135号 平成24年度平川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

- 第7 報告第 10号 平成24年度平川市健全化判断比率について
- 報告第 11号 平成24年度平川市資金不足比率について
- 報告第 12号 専決処分した事項の報告について
- ・専決第 12号 損害賠償額の決定について
 - ・専決第 13号 損害賠償額の決定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	石田隆芳	8	工藤竹雄	15	古川昭二
2	鳴海伸仁	9	對馬實	16	成田敏昭
3	今俊一	10	齋藤政子	17	佐藤雄
4	大澤敏彦	11	小笠原勝則	18	福士恵美子
5	山田尚人	12	齋藤剛	19	古川敏夫
6	小野長道	13	齋藤律子	20	小田桐信勝
7	佐々木利正	14	田中友彦	—	—

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条による出席者

職名	氏名	職名	氏名
市長	大川喜代治	会計管理者	菊池孝夫
副市長	佐藤一行	農業委員会事務局長	中畑千春
総務部長	古川鉄美	選挙管理委員会事務局長	白戸照夫
企画財政部長	木村雅彦	平川診療所事務長	内山勝徳
市民生活部長	佐藤俊英	碓ヶ関診療所事務長	狩野真
経済部長	奈良進	監査委員事務局長	相馬正治
建設部長	鳴海和正	教育委員会委員長	内山浩子
水道部長	櫻庭正紀	教育長	佐藤満廣
尾上総合支所長	樋口正博	農業委員会会長	古川寛三
碓ヶ関総合支所長	花岡敏則	選挙管理委員会委員長	内山久人
教育委員会事務局長	芳賀秀寿	代表監査委員	古川敏明

○出席事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	原田淳	主査	古川聡子
主幹兼議事係長	浅原勉	—	—

○議長
(田中友彦議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより、平成25年第3回平川市議会定例会を開会いたします。

報道関係者が傍聴席において、撮影をすることを許可しておりますので、御了承願います。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番、齋藤律子議員及び15番、古川昭二議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

去る9月2日、議会運営委員会を開催し、会期について協議しましたところ、御手元に配付した会期日程表（案）のとおり会期は本日6日から20日の15日間に決定になってございます。

なお、一般質問の通告は、御手元に配布した一般質問通告一覧表のとおり、8人となっております。

お諮りします。

議会運営委員会の決定のとおり、本定例会の会期は、本日6日から20日までの15日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日6日から20日までの15日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

市長より議案第96号から議案第135号、報告第10号から第12号の合計43件が提出されました。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育委員会委員長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

なお、御手元に配布いたしました、平成25年第9回議会運営委員会での申し合わせ事項についてのとおり、本定例会より執行機関の席が一部変更となっておりますので、御了承願います。

市長より、平成24年度平川市主要施策成果説明書、平成24年度碓ヶ関開発株式会社第16期決算報告書の提出がありましたので、御精読願います。

監査委員より、各会計の平成24年度決算審査意見書、これは提出議案の中にあります。

それから、平成25年4月から7月分の例月出納検査報告書、財政援助

団体監査の結果報告についての提出がありましたので、報告いたします。

教育委員会より、平成24年度分「地方教育行政の組織運営に関する法律」に基づく教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価結果の提出がありましたので、御精読願います。

陳情第2号違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書、陳情第3号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について。

意見要望書第3号母が中国で不法に逮捕されている件に関する要望、意見要望書第4号地方税財源の充実確保を求める意見書の提出についての写しを配布しておりますので、御精読願います。

議員派遣第1号及び第2号に基づく議員研修視察報告書が提出されましたので、御精読願います。

第2回定例会以降の、議会の諸般事項報告書を配布しておりますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、提出議案の総括説明に入ります。

本定例会に上程されました、議案第96号から議案第135号までを一括議題とし、市長より提出議案の総括説明を求めます。

市長、登壇願います。

暑い方は、上着を脱いで結構でございます。

(市長登壇)

皆さんおはようございます。

本日ここに、第3回平川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、大変お忙しいなか御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、日頃、市政の発展と市民の福祉向上のため、多大なる御尽力を賜り、心から感謝申し上げる次第であります。

先般、総合防災訓練を行いました。町会を単位とした自主防災組織の対応に主眼をおいて実施いたしましたが、雨の降りしきるなか、参加者には真剣に取り組んでいただき、防災意識の高揚を図ることができました。御臨席いただきました議員の皆様方にも厚くお礼申し上げます。

さて、8月31日から9月1日にかけて発生した大雨は、市内各所に被害をもたらしました。幸い人的被害や住居被害はありませんでしたが、法面の崩落、崩壊等により、農林課関係では水路や畑に被害があり、被害額92万円、土木課関係では道路と河川に被害があり、被害額167万円となりました。

農地被害等を受けられました被災者の皆様には、心から御見舞い申し上げますとともに、市といたしましても、復旧に向け早急に対処してまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、本定例会は決算議会となりますので提出議案については、平成

○市長
(大川喜代治)

24年度の一般会計決算をはじめ各会計決算認定案24件、水道事業会計未処分利益余剰金の処分案1件、各条例案3件、各会計補正予算案9件、旧慣による市有財産の使用許可の延長について1件、市道路線の廃止及び認定案各1件、報告事項3件、合わせて43件となっております。

平成24年度の一般会計決算におきましては、歳入においては165億2,788万6,000円、歳出においては161億9,940万9,000円となり、歳入歳出の差引残額は3億2,847万7,000円となりました。これから翌年度へ繰り越すべき財源を除いた結果、実質収支額で2億3,713万8,000円の黒字決算で終わることができました。これもひとえに、議員の皆様方の御指導と御協力の賜物であり、改めて感謝申し上げます。

また、特別会計の国保会計でも、516万3,000円の黒字決算となりました。各会計決算の内容等については、副市長と担当部長から御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

提出議案の主なものについては申し上げますと、条例案につきましては、平川市税条例の一部を改正する条例案、平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案、平川市生きがい活動拠点施設条例の一部を改正する条例案であります。

一般会計補正予算案は、歳入歳出それぞれ1億828万円を追加し、予算の総額を172億5,833万円とするものであります。

このうち、歳出の主なものについては、

老人福祉費の工事請負費及び介護保険特別会計繰出金等	3,196万円
児童福祉総務費の保育所等処遇改善特例事業補助金	2,244万2,000円
子育て住宅支援補助金	840万円
農業振興費の農地集積規模拡大支援事業費補助金	250万円
雪害りんご樹対策支援事業補助金	546万7,000円
林業総務費の多目的集会施設修繕工事費	186万4,000円
公園管理費の工事請負費	2,555万3,000円

等であります。

また、その財源として、地方交付税、県支出金等を充当することといたしました。

なお、各会計の補正予算案をはじめ各議案等につきましては、後ほど、副市長並びに担当部長から御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

また、報告事項については、平成24年度平川市健全化判断比率について、平成24年度平川市資金不足比率について、損害賠償額の決定についてであります。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、議員の皆様方には、慎重審議のうえ何とぞ満場の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。提案の説明とあわせて開会のごあいさつといたします。

○議長
○8番
(工藤竹雄議員)

○議長
○市長
(大川喜代治)
○議長

○議長

○議長

○議長

(市長降壇)

(「議長、訂正1箇所ございますんで」と呼ぶ者あり)

工藤竹雄議員。

災害の金額、1桁間違っておりました。

市長、訂正願います。

訂正いたします。

1,670万円ですので。

以上で総括説明は終わりました。

日程第5、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

本定例会に平成24年度の各会計の決算認定についてが提案されましたので、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、決算状況について審査することを目的に、20人の全議員をもって構成する決算特別委員会を設置したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、平成24年度の各会計の決算状況について審査することを目的に、20人の全議員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において20人の全議員の皆さんを指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました20人の全議員の皆さんを、決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選方法について、お諮りします。

会議規則第126条第5項の規定に準じ、この場で議長より委員長、副委員長を指名推選することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任方法は、議長が指名推選することに決しました。

それでは、決算特別委員会の委員長には5番、山田尚人議員、副委員長には9番、対馬 實議員を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 異議なしと認め、委員全員の同意があったものとして、両氏を当選人とします。
決算特別委員会委員長、副委員長のあいさつを求めます。
はじめに委員長、登壇願います。
5番、山田議員。
(決算特別委員会委員長登壇)
- 決算特別委員会
委員長(山田尚人
議員) ただいま決算特別委員会が設置され、決算特別委員会の委員長に御指名いただきました5番、山田尚人であります。
よろしく願いいたします。
さて御承知のとおり、決算審査は議会が決定した予算が適正に執行され、その効果を審査する極めて重要な意味をもっております。
委員皆様には、慎重なる審査と、理事者におかれましては、明快な答弁をお願いするものであります。
若輩ではございますが、委員長の職務を全うしたいと思いますので、何とぞよろしく願い申し上げ、あいさつにかえさせていただきます。
(決算特別委員会委員長降壇)
- 議長 次に副委員長、登壇願います。
(決算特別委員会副委員長登壇)
- 決算特別委員会
副委員長(對馬
實議員) ただいま議長より決算特別委員会の副委員長に、指名いただきました9番、對馬 實であります。
委員長を補佐し、微力ではございますが誠心誠意、職務を全うしたいと思いますので、皆さまの御協力をお願い申し上げ、はなはだ簡単ではありますが就任のあいさつとさせていただきます。
(決算特別委員会副委員長降壇)
- 議長 日程第6、議案付託に入ります。
提出議案目録及び議案の付託先案について、御手元に配布してありますので、御参照願います。
議案第96号平川市税条例の一部を改正する条例案を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副市長。
- 副市長 議案第96号平川市税条例の一部を改正する条例案について、その提案理由を御説明いたします。
地方税法等の一部改正に伴い、平川市税条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。
改正の主な内容は、年金から特別徴収している住民税の仮徴収額の計算方法等が改められたこと。また、国の金融及び所得課税の一体化を目指す対策に関連し、公社債等及び株式等に係る所得に対する課税方法が見直されたことにより、所得額の計算及び課税の特例等に係る条項について、所要の改正を行うものであります。
詳細につきましては、付託されます常任委員会等において、御質問等

○議長

により御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。本案を総務企画常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第97号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長
(佐藤一行)

議案第97号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、その提案理由を御説明いたします。

地方税法施行令の一部改正に伴い、上場株式等に係る配当所得、株式等に係る譲渡所得及び条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例が改められたこと、また、上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例を定めるため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、付託されます常任委員会等において、御質問等により御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。本案を教育民生常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第98号平川市生きがい活動拠点施設条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長
(佐藤一行)

議案第98号平川市生きがい活動拠点施設条例の一部を改正する条例案について、その提案理由を御説明いたします。

平川市生きがい活動拠点施設のうち、平川市ふれあいセンターについて、施設の老朽化が著しく、安全な使用を担保することが困難な状態となっていることから、これを廃止するために提案するものであります。

- 詳細につきましては、付託されます常任委員会等において、御質問等により御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。
- 議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
16番、成田敏昭議員。
- 16番 すいませんが、このふれあいセンターってどこにあるんですか。
(成田敏昭議員) すいません、場所教えてください。
- 議長 市民生活部長。
- 市民生活部長 住所がですね、平川市金屋上松元63番地19。以前、児童館として使用していた建物でございます。現在は高齢者が使用しているという所でございます。
- 議長 ほかにございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
お諮りします。本案を教育民生常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。
議案第99号旧慣による市有財産の使用許可の延長についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副市長。
議案第99号旧慣による市有財産の使用許可の延長について、その提案理由を御説明いたします。
地方自治法第238条の6第1項の規定により、議会の議決を得るため提案するものであります。
旧慣による使用している財産の所在は、平川市金屋上早稲田165番3、種類は原野、面積は3万9,858平方メートル、使用を許可している者の住所・氏名は平川市金屋中松元46番地、金屋町会長駒井光芳、使用目的は造林管理、使用延長期間は平成25年12月1日から平成55年11月30日までとし、使用料は無償とします。
平成25年7月29日付けで使用許可延長の申請がありましたので、旧慣による市有財産の使用許可の延長をするものであります。
詳細につきましては、付託されます常任委員会等において、御質問等により御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。
- 議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
お諮りします。本案を教育民生常任委員会に付託することに、御異議

- ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
- よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。
- 議案第100号市道路線の廃止についてを議題とします。
- 提案理由の説明を求めます。
- 副市長。
- 副市長 議案第100号市道路線の廃止について、その提案理由を御説明いたします。（佐藤一行）
- 道路法第10条第1項の規定により、市道町居南田2号線を廃止するため、提案するものであります。
- 詳細につきましては、付託されます常任委員会等において、御質問等により御説明いたしますので、よろしく願います。
- 議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
- お諮りします。本案を建設経済常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
- よって、本案は建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。
- 議案第101号市道路線の認定についてを議題とします。
- 提案理由の説明を求めます。
- 副市長。
- 副市長 議案第101号市道路線の認定について、その提案理由を御説明いたします。（佐藤一行）
- 道路法第8条第2項の規定により、市道町居南田2号線ほか3路線を新たに認定するため、提案するものであります。
- 詳細につきましては、付託されます常任委員会等において、御質問等により御説明いたしますので、よろしく願います。
- 議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
- お諮りします。本案を建設経済常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
- よって、本案は建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

た。

議案第102号平成25年度平川市一般会計補正予算案（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政部長。

○企画財政部長
（木村雅彦）

議案第102号平成25年度平川市一般会計補正予算案（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億828万円を追加し、予算の総額を172億5,833万円とするものであります。

今回の補正の特徴としては、4月の人事異動に係る人件費の調整を行っております。

まず、歳入でございますが、10款地方交付税が3億3,567万8,000円の追加。14款国庫支出金では、次世代育成支援対策交付金1,186万1,000円を減額しております。15款県支出金では、子育て支援特別対策事業補助金として3,621万5,000円を計上しております。

また、18款繰入金では財政調整基金繰入金を、2億6,600万円を繰り戻すことといたしました。21款市債では、道路新設改良費に係る土木債として780万円を追加しております。

一方歳出は、先ほど市長の総括説明で説明がありましたので、それ以外の主なものを御説明いたします。

まず、2款総務費では、地籍調査委託料として264万2,000円を計上いたしました。6款農林水産業費では、用排水路整備工事費として200万円を追加し、8款土木費では、市道維持補修工事費として994万6,000円、道路附帯施設整備工事費として9,600万円をそれぞれ追加しております。10款教育費では、設計等委託料として102万6,000円を追加しております。11款災害復旧費では、単独災害復旧工事費として930万円を追加したところでございます。

以上が、一般会計補正予算案の主なるものでございます。

詳細につきましては、付託されます常任委員会において、担当部長等よりお答え申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

18番、福士議員。

○18番

18番、福士です。

（福士恵美子議員）

この補正の中で、47ページの社会教育総務費の中の、区分19節の文化協会協会補助金35万円ありますけれど、これはどのような使用のしかたをされるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀秀寿）

文化協会の補助金となっておりますが、実質はNPO法人を目指す文化協会が、そのNPO法人化に資するための市の補助金でございます。

○議長

18番、福士恵美子議員。

- 18番
(福士恵美子議員) 18番、福士です。
文化協会が、設立するために……、予算をつけたって解釈をしてもよろしいですか。
- 議長 教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長 (芳賀秀寿) 文化協会自らが、任意団体から、いわゆるNPO法人化に移行するための係る経費として、文化協会に追加の補助金として35万円を追加することでございます。
- 議長 18番、福士恵美子議員。
- 18番 (福士恵美子議員) はい。文化協会のほうに、そうすればNPO法人を立ち上げるために補助を出して、なんか研修とかそういうのもやっているように聞き及んでいます。
いまなぜ、このことを私が聞いたかという理由の一つですけれども、前回6月の議会に私が一般質問をして終わった晩に、文化協会の理事会の中で、今日あなたが聞いていることに関わることで、文化協会の会長が、6月議会の一般質問の最中、私が終わった晩にです。2名から電話がきました、その理事会に参加していた方だそうです。金額はちょっと、私に伝わってきた金額とはちょっと違いますけれども、6月議会の最中にです。「おかげさまで、NPOを立ち上げるための準備資金なるものを、9月議会の補正予算でつくことになりました。ありがとうございます。」と、そういうあいさつをしたということで、その理事会に参加している方、二人から電話がきました。
多分、今日参与席に座っている方が、多分、今日この議場の様子を聴いている人たちの中から、多分、出たんではないかなと。私はそう思っています。だれが、どう言ったかよくわかりませんが、やはり議会将を軽視している、しかも公の場です。9月議会の補正予算に、立ち上げるための予算がついたということ聞いて、本当にびっくりしました。
議員の議会活動を妨げるような、そういうことに及ばないように、やはり市長はじめ、教育長さんまでお願いします。おかしい話だと思いません。こういうことないですよ、いままで。十分、注意をしていただきたい。お願いします。以上です。
- 議長 ほかに御質疑ありませんか。
- 13番 (齋藤律子議員) 13番、齋藤律子議員。
同じページの47ページ。いまの福士議員に関連してですが、35万円は立ち上げのための補助金だということでしたが、35万円の内訳、手続きなどにも使われると思いますが、教えてください。
- 議長 教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長 (芳賀秀寿) 35万円の内訳ですが、NPOの準備委員会については、自ら協会から3万円と、補助金の35万円を加えて、38万円がこのNPOは法人化準備委員会を運営するというふうな計画でございます。その内訳は、主なもの

のを申し上げますと、もちろん研修等の費用が4万2,000円程度。それから旅費。旅費というか、いろんな事務手続きにかかる旅費として3万6,000円。消耗費3万円。それからかなりの書類作成やら情報収集やらかかるものですから、事務費として24万円。これ2人を30日程度かかるだろうという推計でみております。主なものは以上でございます。

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。本案を総務企画常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第103号平成25年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長
(佐藤俊英)

議案第103号平成25年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案(第1号)について、その提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,102万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ41億8,522万3,000円とするものであります。

補正の内容でございますが、歳入では、繰入金のうち職員給与費等繰入金を129万3,000円減額し、財政調整基金繰入金に4,232万円を追加するものであります。

また、歳出では、総務費から人事異動等に伴う人件費の調整額129万3,000円を減額し、平成24年度療養給付費交付金の実績に伴う返還金として償還金4,232万円を追加するものであります。

詳細につきましては、付託されます常任委員会等において、御質問等により御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。本案を教育民生常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第104号平成25年度平川市介護保険特別会計補正予算案(第1号)を議題とします。

○市民生活部長
(佐藤俊英)

提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

議案第104号平成25年度平川市介護保険特別会計補正予算案（第1号）について、その提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,332万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億659万5,000円とするものでございます。

内容といたしましては、歳入では、介護給付費負担金などで国庫支出金767万5,000円、支払基金交付金26万9,000円、県支出金49万1,000円、繰入金2,489万円をそれぞれ追加してございます。

また、歳出では、総務費2,442万9000円、保険給付費100万円、基金積立金267万6,000円、地域支援事業費168万1,000円、諸支出金353万9,000円を追加したものでございます。

詳細につきましては、付託されます常任委員会等において、御質問等により御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。本案を教育民生常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第105号平成25年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平川診療所事務長。

○平川診療所事務
長(内山勝徳)

議案第105号平成25年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案（第1号）について、その提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、主に人件費及び医業費の支出調整によるものでありまして、歳入歳出それぞれ171万円を追加し、予算総額を7億4,775万3,000円とするものであります。

補正の内容は、歳入で、1款診療報酬を76万8,000円、4款繰入金を94万2,000円それぞれ追加補正するものです。

また、歳出では、1款総務費を84万2,000円減額補正し、2款医業費を255万2,000円追加補正するものであります。

詳細につきましては、付託されます常任委員会などにおいて、御質問等により御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

○議長

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終わります。

お諮りします。本案を教育民生常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

○議長

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○教育委員会事務局長（芳賀秀寿）

議案第106号平成25年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

議案第106号平成25年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案（第1号）について、その提案理由を御説明いたします。

歳入歳出それぞれ157万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億4,551万5,000円とするため提案するものであります。

今回の補正は、歳入の一般会計繰入金を157万2,000円追加し、歳出では人事異動に伴う人件費の調整で、平賀学校給食センター費が236万2,000円追加、尾上学校給食センター費79万円を減額。総額で157万2,000円を追加するものであります。

詳細につきましては、付託されます常任委員会等において、御質問等により御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

○議長

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終わります。

お諮りします。本案を教育民生常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

○議長

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○水道部長（櫻庭正紀）

議案第107号平成25年度平川市水道事業会計補正予算案（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道部長。

議案第107号平成25年度平川市水道事業会計補正予算案（第1号）について、その提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出のうち、支出について、修繕のための工事費を104万5,000円増額し、人事異動等に伴う人件費を68万7,000円減額し、差し引き支出額35万8,000円を増額するものでございます。

○議長

なお、詳細につきましては、付託されます常任委員会等において、御質問等により御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。本案を建設経済常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第108号平成25年度平川市下水道事業会計補正予算案(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長
(櫻庭正紀)

議案第108号平成25年度平川市下水道事業会計補正予算案(第1号)について、その提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出のうち、支出について、人事異動等に伴う人件費210万7,000円を増額するものでございます。

なお、詳細につきましては、付託されます常任委員会等において、御質問等により御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。本案を建設経済常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第109号平成25年度平川市小和森財産区一般会計補正予算案(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長
(古川鉄美)

それでは、議案第109号平成25年度平川市小和森財産区一般会計補正予算案(第1号)について、その提案理由を御説明いたします。

その内容ですが、予算の総額に歳入歳出それぞれ45万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ45万7,000円とするため、提案するものであります。

補正の内容であります。財政調整基金を45万3,000円取り崩し、同額

の45万3,000円を財産管理町会補助金として支出するものであります。

詳細につきましては、付託されます常任委員会等において、御質問等により御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。本案を総務企画常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第110号平成25年度平川市平田森財産区一般会計補正予算案(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長
(古川鉄美)

それでは、議案第110号平成25年度平川市平田森財産区一般会計補正予算案(第1号)について、その提案理由を御説明いたします。

その内容ですが、予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ325万4,000円とするため、提案するものであります。

補正の内容であります。平田森財産区有の土地を貸し付けしたことによる土地貸付収入10万円を歳入とし、同額の10万円を財産管理町会補助金として支出するものであります。

詳細につきましては、付託されます常任委員会等において、御質問等により御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。本案を総務企画常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

○議長

11時5分まで休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時04分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に議案第111号から議案第134号までの24件は、平成24年度の各会計の決算の認定案件であります。

決算の認定案件は、議員全員をもって構成する特別委員会を設置したことから、質疑を省略いたします。

議案第111号から議案第118号までの8件を一括し、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長
(佐藤一行)

議案第111号平成24年度平川市一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第118号平成24年度平川市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてまでの提案理由と、その概要について一括説明申し上げます。

各会計とも地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成24年度の決算の認定を求めるために提案するものであります。

まず、議案第111号平成24年度平川市一般会計歳入歳出決算認定について説明申し上げます。

歳入歳出予算総額169億1,920万8,000円に対し、歳入決算額165億2,788万6,000円、歳出決算額161億9,940万9,000円で、歳入歳出差引額は3億2,847万7,000円となりました。翌年度への繰越財源が9,133万9,000円あることから、これを差し引き、実質収支額は2億3,713万8,000円となりました。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定により、1億3,000万円を財政調整基金として積み立てし、残額の1億713万8,000円は翌年度へ繰り越すことになりました。

次に、議案第112号平成24年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明申し上げます。

歳入歳出予算総額42億6,010万3,000円に対し、歳入決算額42億243万3,000円、歳出決算額41億9,727万円で、歳入歳出差引額516万3,000円が実質収支額となりました。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定により、国民健康保険財政調整基金に500万円を積み立てし、残額の16万3,000円は翌年度へ繰り越すことになりました。

議案第113号平成24年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明申し上げます。

歳入歳出予算総額34億8,342万7,000円に対し、歳入決算額34億3,679万4,000円、歳出決算額34億1,686万円で、歳入歳出差引額1,993万4,000円が実質収支額となりました。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定により1,900万円を介護保険財政調整基金として積み立てし、残額の93万4,000円を翌年度へ繰り越すことになりました。

議案第114号平成24年度平川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明申し上げます。

歳入歳出予算総額2億4,674万円に対し、歳入決算額2億4,604万6,000

円、歳出決算額 2 億4, 532万9, 000円で、歳入歳出差引額71万7, 000円が実質収支額となり、全額、翌年度へ繰り越すことになりました。

議案第115号平成24年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計歳入歳出決算認定について説明申し上げます。

歳入歳出予算総額 4 億3, 218万3, 000円に対し、歳入歳出決算額が 4 億1, 078万8, 000円となり、実質収支額が 0 円となりました。

議案第116号平成24年度平川市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について説明申し上げます。

歳入歳出予算総額 3 億5, 674万9, 000円に対し、歳入歳出決算額が 3 億5, 000万5, 000円となり、実質収支額が 0 円となりました。

議案第117号平成24年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について説明申し上げます。

歳入歳出予算総額1, 067万6, 000円に対し、歳入決算額1, 068万2, 000円、歳出決算額743万6, 000円で、歳入歳出差引額324万6, 000円が実質収支額となりました。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定により324万3, 000円を尾上地区住宅団地温泉管理基金に積み立てし、残額3, 000円は翌年度へ繰り越すことになりました。

議案第118号平成24年度平川市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について説明申し上げます。

歳入歳出予算総額1, 889万2, 000円に対し、歳入歳出決算額1, 784万1, 000円となり、実質収支額が 0 円となりました。

以上、決算の状況について提案理由とその概要を申し上げましたが、詳細につきましては付託されます決算特別委員会において、御質問等に応じて関係する担当部長等から説明がありますので、各会計を認定くださるよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長

次に議案第119号、議案第120号の2件を一括し、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長
(櫻庭正紀)

議案第119号平成24年度平川市水道事業会計決算認定について、その提案理由と概要について御説明いたします。

平成24年度の本会計決算を議会の認定に付するため、提案するものでございます。

業務の状況につきましては、給水戸数8, 804戸で、普及率は92. 7%となりました。

次に経理の状況でございますが、収益的収入及び支出では、事業収益が 5 億1, 142万8, 728円に対し、事業費用が 4 億5, 571万9, 223円となり、これを税抜き処理し、4, 409万1, 597円の純利益となっております。

一方、資本的収入及び支出におきましては、収入の2, 660万5, 000円に対し、支出が 2 億4, 405万9, 042円となり、不足する 2 億1, 745万4, 042円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方

消費税資本的収支調整額で補てんしております。

以上、決算の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、付託されます決算特別委員会において、御質問等により御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第120号平成24年度平川市下水道事業会計決算認定について、その提案理由と概要について御説明いたします。

平成24年度の本会計決算を議会の認定に付するため、提案するものでございます。

業務の状況につきましては、各事業合わせて水洗化戸数8,575戸、前年度比137戸の増となり、水洗化率は76.5%となりました。

次に経理の状況でございますが、収益的収入及び支出では、事業収益が8億5,690万2,779円、事業費用が9億1,055万4,883円となり、これを税抜き処理し、6,099万2,594円の純損失となっております。

一方、資本的収入及び支出におきましては、収入の4億5,368万4,000円に対し、支出が7億2,158万599円となり、不足する2億6,789万6,599円は、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしております。

以上、決算の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、付託されます決算特別委員会において、御質問等により御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長

次に、議案第121号から議案第134号までの14件を一括し、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長
(佐藤一行)

議案第121号平成24年度平川市広船財産区一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第134号平成24年度平川市碓ヶ関財産区一般会計歳入歳出決算認定についてまで、提案理由とその概要について一括説明申し上げます。

各財産区会計とも地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成24年度の決算の認定を求めるために提案するものであります。

その概要ですが、議案第121号平成24年度平川市広船財産区一般会計歳入歳出決算認定から、議案第133号平成24年度平川市原田財産区一般会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出差引額が0円となっておりますので、財産区毎に歳入歳出決算の総額についてのみ申し上げます。

議案第121号広船財産区	22万円
議案第122号小和森財産区	3,000円
議案第123号荒田財産区	0円
議案第124号大坊財産区	38万7,000円
議案第125号柏木町財産区	22万6,000円
議案第126号大字大光寺財産区	0円
議案第127号平田森財産区	206万9,000円

議案第128号新尾崎財産区	9万円
議案第129号新館財産区	348万6,000円
議案第130号沖館財産区	2万1,000円
議案第131号葛川財産区	1万2,000円
議案第132号吹上・高畑財産区	9,000円
議案第133号原田財産区	19万6,000円

となっております。

次に、議案第134号平成24年度平川市碓ヶ関財産区一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入歳出予算総額21万円に対し、歳入決算額21万円、歳出決算額20万8,000円で、歳入歳出差引額2,000円が実質収支額となり、全額翌年度へ繰り越すことになりました。

以上、提案理由とその説明を終わりますが、詳細につきましては付託されます決算特別委員会において御質問等に応じて、関係する担当部長等から説明がありますので、各財産区会計決算を認定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長

お諮りします。

平成24年度の各会計の決算の認定案件であります、議案第111号から議案第134号までの24件を決算特別委員会に付託することに、御異議ありませんか。

○議長

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第111号から議案第134号までの24件は、決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、議案第135号平成24年度平川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長
(櫻庭正紀)

議案第135号平成24年度平川市水道事業会計未処分剰余金の処分について、その提案理由を御説明いたします。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、毎事業年度生じた剰余金の処分について、条例の定めるところによりまたは議会の議決を経なければならないため、提案するものでございます。

内容につきましては、平成24年度平川市水道事業会計未処分利益剰余金4,409万1,597円を、減債積立金に積み立てるものでございます。

詳細につきましては、付託されます常任委員会等において、御質問等により御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。本案を建設経済常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第7、報告案件に入ります。

報告第10号平成24年度平川市健全化判断比率についてを議題とします。

報告内容の説明を求めます。

企画財政部長。

○企画財政部長
(木村雅彦)

報告第10号平成24年度平川市健全化判断比率について、御報告いたします。

この報告内容につきましては、平成24年度決算により実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標の総称であります健全化判断比率、並びにその算定の基礎となります事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を得ましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、今定例会に報告するものでございます。

その指標の内容ですが、4指標とも早期健全化判断基準値より低い値で、財政的に健全である旨、御報告をいたします。以上でございます。

○議長

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、報告のみで終わります。

報告第11号平成24年度平川市資金不足比率についてを議題とします。

報告内容の説明を求めます。

企画財政部長。

○企画財政部長
(木村雅彦)

報告第11号平成24年度平川市資金不足比率について、御報告いたします。

この報告内容につきましては、平成24年度の公営企業の決算により資金不足比率、並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を得ましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、今定例会に報告するものでございます。

その報告の内容でございますが、水道事業会計、下水道事業会計、簡易水道特別会計の全会計とも資金不足はなく、健全である旨、御報告をいたします。以上でございます。

○議長

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22号第1項の規定により、報告のみで終わります。

報告第12号専決処分した事項の報告について。専決第12号損害賠償額の決定についてを議題とします。

○総務部長
(古川鉄美)

報告内容の説明を求めます。

総務部長。

それでは専決第12号損害賠償額の決定について、その専決理由を御説明いたします。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、車両事故による損害賠償額の決定について、専決処分いたしましたので御報告するものであります。

事故の相手方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○氏でありまして、事故の概要については、平成25年6月30日、午後2時30分ころ、南津軽郡藤崎町大字榊字和田65番地8の食彩ときわ館駐車場において、平川市の公用車が後退中に、駐車していた○○○氏所有の軽自動車に接触したものであります。

なお、損害賠償額は5万8,078円でありまして、過失割合は市が10割であります。賠償額については、全額、全国自治協会自動車損害共済で補てんされるものであります。

○議長

地方自治法第180条第2項の規定により、報告のみで終わります。

次に、専決第13号損害賠償額の決定についてを議題とします。

報告内容の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長
(古川鉄美)

それでは専決第13号損害賠償額の決定について、その専決理由を御説明いたします。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、刈払作業中の事故による損害賠償額の決定について、専決処分いたしましたので御報告するものであります。

事故の相手方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○氏でありまして、事故の概要については、平成25年7月25日、青森県立柏木農業高等学校旧第2体育館跡地において、刈払作業中に小石を飛ばしたことにより、○○○氏が運転する自動車を損傷させたものであります。

なお、損害賠償額は5万5,309円でありまして、過失割合は市が10割であります。賠償額については、全額、全国町村会総合賠償補償保険で補てんされるものであります。以上です。

○議長

地方自治法第180条第2項の規定により、報告のみで終わります。

次に、お諮りします。

9日は議案熟考等のため、10日は常任委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、9日、10日は本会議を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、11日午前10時開議とし、その日は一般質問を予定しております。

本日は、これをもって散会します。

散会 午前11時27分

